

平成 20 年度

厚生労働省 省庁別財務書類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

厚生労働省 省庁別財務書類（一般会計・特別会計）

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	6
附属明細書	19
参考情報	74
1. 厚生労働省の所掌する業務の概要	
2. 厚生労働省の組織及び定員	
3. 厚生労働省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ	
4. 平成20年度歳入歳出決算の概要	
5. 公債関連情報	

厚生労働省 省庁別連結財務書類

連結貸借対照表	82
連結業務費用計算書	83
連結資産・負債差額増減計算書	84
連結区分別収支計算書	85
注記	87
附属明細書	95

厚生労働省 一般会計省庁別財務書類

貸借対照表	117
業務費用計算書	118
資産・負債差額増減計算書	119
区分別収支計算書	120
注記	121
附属明細書	129
参考情報	156
1. 厚生労働省の所掌する業務の概要	
2. 厚生労働省の組織及び定員	
3. 厚生労働省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ	
4. 平成20年度一般会計の歳入歳出決算の概要	
5. 公債関連情報	

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成20年 3月31日)	本会計年度 (平成21年 3月31日)		前会計年度 (平成20年 3月31日)	本会計年度 (平成21年 3月31日)
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
現金・預金	41,368,241	25,994,888	未払金	6,851,228	7,139,885
たな卸資産	1,830	1,797	支払備金	318,229	378,920
未収金	561,761	587,857	未経過保険料	20,968	20,361
未収収益	54,447	59,208	賞与引当金	27,852	24,776
未収保険料	4,432,221	4,590,329	責任準備金	7,960,507	7,977,520
前払金	-	1	公的年金預り金	140,585,020	136,265,089
前払費用	61	52	借入金	1,659,956	1,655,768
運用寄託金	112,754,442	124,983,924	退職給付引当金	642,603	619,071
貸付金	156,973	158,391	その他の債務等	18,092	611
その他の債権等	300	370			
貸倒引当金	△2,095,453	△2,201,885			
有形固定資産	1,516,746	1,151,739			
国有財産（公共 用財産を除く）	1,461,320	1,094,426			
土地	695,597	578,532			
立木竹	2,190	1,620			
建物	503,778	324,888			
工作物	246,059	161,386			
船舶	258	213			
建設仮勘定	13,435	27,784			
物品	55,425	57,313			
無形固定資産	52,131	58,270			
出資金	5,098,103	4,769,514			
			負債合計	158,084,459	154,082,005
			< 資産・負債差額の部 >		
			資産・負債差額	5,817,349	6,072,454
資産合計	163,901,808	160,154,460	負債及び資産・ 負債差額合計	163,901,808	160,154,460

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度
	(自 平成19年4月1日) (至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)
人件費	392,359	381,971
賞与引当金繰入額	27,852	24,776
退職給付引当金繰入額	42,593	32,537
労災保険給付費	775,203	769,551
労災援護給付費	117,506	114,847
疾病保険給付費及保険者納付金	37,145	37,574
年金保険給付費	4,413	4,465
失業保険給付費	1,689	1,681
福祉事業給付金	2,176	2,303
介護納付金	610,743	298,875
基礎年金給付費	14,619,372	15,585,076
国民年金給付費	1,665,294	1,566,799
厚生年金給付費	22,315,978	22,771,292
福祉年金給付費	8,817	8,701
保険給付費及保険者納付金	7,142,136	3,465,769
保険料等交付金	-	3,291,610
病床転換支援金	-	418
失業等給付費	1,251,811	1,411,838
雇用安定等給付費	47,971	49,775
保険料返還金	49,681	50,585
石綿健康被害救済事業交付金	8,130	8,571
補助金等	12,930,749	14,800,957
委託費等	768,101	708,125
独立行政法人運営費交付金	193,440	181,529
他会計への繰入	1,400	-
支払調整金繰入	1,648	1,574
庁費等	428,388	472,247
その他の経費	279,229	271,382
減価償却費	80,829	57,882
貸倒引当金繰入額	1,236,586	994,509
責任準備金繰入額	48,445	17,013
支払利息	22,724	19,775
資産処分損益	11,354	17,473
出資金評価損	35,637	43,455
本年度業務費用合計	65,159,409	67,464,951

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度
	(自 平成19年4月1日) (至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	4,912,026	5,817,349
II 本年度業務費用合計	△65,159,409	△ 67,464,951
III 財源	61,845,425	63,704,142
主管の財源	280,869	208,187
配賦財源	21,251,900	22,713,124
自己収入	40,312,560	40,782,728
他会計からの受入	94	101
IV 無償所管換等	△5,213	282
V 資産評価差額	284	△ 194,155
VI 公的年金預り金の変動に伴う増減	4,212,874	4,319,930
VII その他資産・負債差額の増減	11,362	△ 110,143
VIII 本年度末資産・負債差額	5,817,349	6,072,454

区分別収支計算書

(単位：百万円)

I 業務収支	前会計年度	本会計年度
	(自 平成19年4月1日) (至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)
1 財源		
主管の収納済歳入額	281,202	211,109
配賦財源	21,251,900	22,713,124
自己収入	37,813,187	37,739,774
他会計からの受入	131	96
年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金収入	1,301,725	1,793,589
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入	22,950	40,319
独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入	570,712	677,624
前年度剰余金受入	1,891,645	2,019,394
資金からの受入(予算上措置されたもの)	4,170,572	3,840,229
財源合計	67,304,028	69,035,263
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 485,374	△ 465,817
労災保険給付費	△ 776,128	△ 770,673
労災援護給付費	△ 118,070	△ 115,357
疾病保険給付費及保険者納付金	△ 37,149	△ 37,575
年金保険給付費	△ 4,431	△ 4,436
失業保険給付費	△ 1,689	△ 1,681
福祉事業給付金	△ 2,176	△ 2,303
介護納付金	△ 610,743	△ 249,515
基礎年金給付費	△ 14,461,839	△ 15,445,794
国民年金給付費	△ 1,686,246	△ 1,577,937
厚生年金給付費	△ 22,317,936	△ 22,596,111
福祉年金給付費	△ 11,790	△ 9,367
保険給付費及保険者納付金	△ 7,142,224	△ 3,062,968
保険料等交付金	-	△ 3,291,610
病床転換支援金	-	△ 319
失業等給付費	△ 1,259,799	△ 1,349,592
雇用安定等給付費	△ 47,978	△ 49,793
保険料返還金	△ 49,681	△ 50,585
石綿健康被害救済事業交付金	△ 7,358	△ 7,226
補助金等	△ 12,931,000	△ 14,797,066

委託費等	△ 773,473	△ 713,235
独立行政法人運営費交付金	△ 193,440	△ 181,529
他会計への繰入	△ 1,400	-
支払調整金への繰入	△ 1,648	△ 1,574
貸付けによる支出	△ 4,430	△ 3,667
出資による支出	-	△ 44
庁費等の支出	△ 457,124	△ 503,997
その他の業務支出	△ 284,682	△ 272,151
資金への繰入（予算上措置されたもの）	△ 129,810	-
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 63,797,629	△ 65,561,934
(2) 施設整備支出		
土地に係る支出	△ 5,730	△ 557
立木竹に係る支出	△ 2	△ 2
建物に係る支出	△ 3,060	△ 5,352
工作物に係る支出	△ 3,273	△ 7,900
建設仮勘定に係る支出	△ 7,589	△ 17,798
施設整備支出合計	△ 19,656	△ 31,611
業務支出合計	△ 63,817,285	△ 65,593,546
業務収支	3,486,742	3,441,716
II 財務収支		
借入による収入	1,486,329	1,488,025
借入金の返済による支出	△ 1,492,046	△ 1,492,213
利息の支払額	△ 22,364	△ 19,818
財務収支	△ 28,081	△ 24,007
本年度収支	3,458,661	3,417,709
資金からの受入（決算処理によるもの）	467,090	461,827
資金への繰入（決算処理によるもの）	△ 1,906,357	△ 1,211,375
全国健康保険協会への承継による支出	-	△ 592,633
翌年度歳入繰入	2,019,394	2,075,527
資金本年度末残高	152,103,288	148,903,285
その他歳計外現金・預金本年度末残高	△ 112,754,442	△ 124,983,924
本年度末現金・預金残高	41,368,241	25,994,888

注 記

1 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法によっている。

(2) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法によっている。

なお、固定資産の種類ごとに財産を抽出し、国有財産の減価償却率を加重平均により求め、当該減価償却率を固定資産種類ごとの総額に乗じて減価償却額を算定している。

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。

なお、物品を用途毎に分類し、分類したグループ毎に統一の耐用年数を使用している。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

(3) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

但し、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行っている。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

未収金、貸付金等のうち一般債権については、過去3年ないし5年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額を計上している。履行期限到来済債権等の特定の債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

恩給に係る引当金については、将来給付見込額を受給者見込数、改訂率見込、割引率を用いて計算した額を計上している。

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×

平均給与×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

(1) 表示方法の変更

前年度において区分掲記していた「健康保険給付費」、「船員保険給付費」、「老人保健拠出金」及び「退職者給付拠出金」は、本年度より「保険給付費及保険者納付金」、「疾病保険給付費及保険者納付金」、「年金保険給付費」及び「失業保険給付費」として表示している。

前年度において、損益計算書においては「その他の経費」として、区分別収支計算書においては「その他の業務支出」として表示していた労災援護給付費及び福祉事業給付金は、本年度より「労災援護給付費」及び「福祉事業給付金」として表示している。

前年度において、「石綿健康被害救済事業費」として表示していた石綿健康被害救済事業交付金については、本年度より「石綿健康被害救済事業交付金」として表示している。

3 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
各損害賠償等、合祀中止等控訴事件	12,025	東京高裁 平成 18 年 (ネ) 第 3198 号	国が靖国神社と一体となって合祀をしたとして、民族的・宗教的人格権が侵害され、また、憲法上の政教分離原則に違反すること等を理由とする慰謝料支払及び謝罪文交付を請求している。平成 21 年 1 月 27 日結審（判決期日はおいて指定）。
東京建設アスベスト訴訟	6,622	東京地裁 平成 20 年 (ワ) 第 13069 号	本件訴訟は、建設作業で石綿を含む建材を使用して、肺ガンや中皮腫などに罹患し、労災や石綿救済法上の認定を受けた被災者及びその遺族らが、石綿の発がん性が昭和 30 年ころから指摘され、世界保健機関（WHO）なども 1970 年代に発がん性を指摘していたにもかかわらず、国及び建材メーカーは対策を放置したとして、慰謝料を求め、東京地方裁判所に提訴したものである。
B型肝炎損害賠償請求事件（集団訴訟）	3,734	福岡地裁 平成 20 年 (ワ) 第 1978 号 その他 4 件（※1978 号に併合）	集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、101 名の原告が国に損害賠償を請求したものの。
B型肝炎損害賠償請求事件（集団訴訟）	1,573	札幌地裁 平成 20 年 (ワ) 第 809 号 その他 5 件（※809 号に併合）	集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、45 名の原告が国に損害賠償を請求したものの。

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
横浜建設アスベスト訴訟	1,540	横浜地裁 平成20年(ワ) 第2586号	本件訴訟は、原告らが、1960年ごろには石綿のがん原性の指摘があり、さらに、1970年代には世界保健機関(WHO)などが発がん性を指摘していたにもかかわらず、国は石綿を建築材料に指定し、あるいはその指定を解除しなかったほか、2006年まで使用等を禁止しなかったなどと主張し、「国とメーカーは危険性を知りながら、経済性を優先させて労働者の生命と健康を犠牲にした」として、国及び建材メーカー46社を被告とし、横浜地方裁判所に提訴したものである。
B型肝炎損害賠償請求事件(集団訴訟)	1,529	広島地裁 平成20年(ワ) 第943号 その他5件(※943号に併合)	集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、44名の原告が国に損害賠償を請求したものの。
B型肝炎損害賠償請求事件(集団訴訟)	1,215	東京地裁 平成20年(ワ) 第21040号 その他3件(※21040号に併合)	集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、36名の原告が国に損害賠償を請求したものの。
C型肝炎訴訟	858	仙台地裁 平成20年(ワ) 第157号 その他38件	出産時の止血目的などに使用された血液製剤によりC型肝炎ウイルスに感染したとして損害賠償を請求したものの。
B型肝炎損害賠償請求事件(集団訴訟)	830	大阪地裁 平成20年(ワ) 第9760号 その他3件(※9760号に併合)	集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、28名の原告が国に損害賠償を請求したものの。
大阪アスベスト訴訟	814	大阪地裁 平成18年(ワ) 第5235号 その他6件	本件訴訟は、アスベスト作業に従事していた元労働者、近隣住民らが、石綿肺等に罹患した責任は国にあるとして、損害賠償を求め、大阪地方裁判所に提訴したものである。平成21年度末、又は平成22年度の早い段階で判決の見込み。
シベリア抑留訴訟	670	京都地裁 平成19年(ワ) 第3986号 その他4件	日本軍兵士に対する安全配慮義務違反及び早期帰国実現義務違反の不作为について国に対し損害賠償を請求したものの。
原爆症認定申請却下処分取消等請求事件	651	広島高裁 平成18年(行ワ) 第13号 その他98件	原爆症認定申請却下処分の取消及び損害賠償を請求したものの。現在の偶発債務見込金額の他、利息については未確定。
国立高度専門医療センターにおける医療訴訟	528	甲府地裁 平成14年(ワ) 第312号	手術後の障害に係る損害賠償請求
B型肝炎損害賠償請求事件(集団訴訟)	291	静岡地裁 平成19年(ワ) 第374号 その他2件(※374号に併合)	集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、11名の原告が国に損害賠償を請求したものの。
石綿国家賠償請求事件(第一次)	244	大阪地裁 平成18年(ワ) 第5235号	規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求(現在、係争中であり、今後の予定は未定)。
B型肝炎損害賠償請求事件(集団訴訟)	242	鳥取地裁 平成20年(ワ) 第249号 その他1件(※249号に併合)	集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、7名の原告が国に損害賠償を請求したものの。
石綿国家賠償請求事件(第二次)	239	大阪地裁 平成18年(ワ) 第10633号	規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求(現在、係争中であり、今後の予定は未定)。

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
第二次大戦戦没犠牲者合祀 絶止等請求事件	238	東京地裁 平成 19 年 (ワ) 第 4657 号	戦没者に関する情報の告知の撤回、 原告に対する損害賠償及び謝罪文 の交付等を請求している。また、戦 没者の戦死の事実の報告、その懈怠 による損害賠償を請求している。
石綿国家賠償請求事件 (第三 次)	206	大阪地裁 平成 19 年 (ワ) 第 4423 号	規制制定・監督権限の不行使による 損害賠償の請求 (現在、係争中であ り、今後の予定は未定)。
B型肝炎損害賠償請求事件 (集 団訴訟)	203	松江地裁 平成 20 年 (ワ) 第 324 号 その他 2 件 (※324 号 に併合)	集団予防接種を受け、B型肝炎ウイ ルスに感染・発症したことに対し て、6名の原告が国に損害賠償を請 求したもの。
B型肝炎損害賠償請求事件 (集 団訴訟)	165	新潟地裁 平成 20 年 (ワ) 第 1050 号 その他 1 件 (※1050 号 に併合)	集団予防接種を受け、B型肝炎ウイ ルスに感染・発症したことに対し て、7名の原告が国に損害賠償を請 求したもの。
神戸アスベスト訴訟	152	神戸地裁 平成 19 年 (ワ) 第 1159 号 その他 1 件	本件訴訟は、アスベスト含有製品製 造事業場の近隣住民が胸膜中皮腫 に罹患した責任は、国と株式会社ク ボタにあるとして、損害賠償を求 め、神戸地方裁判所に提訴したも のである。
イレッサ訴訟	148	東京地裁 平成 16 年 (ワ) 第 25016 号 その他 5 件	肺癌治療薬「イレッサ錠 250」の副作用に より間質性肺炎を発症又は死亡し たとして損害賠償を請求したもの。
国立高度専門医療センターに おける医療訴訟	132	東京地裁 平成 17 年 (ワ) 第 18088 号	手術後の障害に係る損害賠償請求
予防接種損害賠償請求事件	104	仙台高裁 平成 20 年 (ネ) 第 233 号	種痘の予防接種を受け、障害になっ たことに対して、国、都、市に損害 賠償を請求したものに係る控訴審。
国立高度専門医療センターに おける医療訴訟	100	東京地裁 平成 19 年 (ワ) 第 20483 号	手術後の障害に係る損害賠償請求
C J D 訴訟	87	東京地裁 平成 13 年 (ワ) 第 23774 号 その他 5 件	ヒト乾燥硬膜の移植を受けて、クイ フェルト・ヤコブ病に罹患したとして損害 賠償を請求したもの。平成 14 年 3 月 25 日基本和解合意。
国立高度専門医療センターに おける医療訴訟	81	長野地裁佐久支部 平成 18 年 (ワ) 第 145 号	手術中の死亡に係る損害賠償請求
国立高度専門医療センターに おける医療訴訟	80	千葉地裁 平成 18 年 (ワ) 第 2787 号	処置後の死亡に係る損害賠償請求
国立高度専門医療センターに おける医療訴訟	73	東京地裁 平成 20 年 (ワ) 第 8008 号	手術後の死亡に係る損害賠償請求
石綿国家賠償請求事件 (第四 次)	66	大阪地裁 平成 19 年 (ワ) 第 8279 号	規制制定・監督権限の不行使による 損害賠償の請求 (現在、係争中であ り、今後の予定は未定)。
国立高度専門医療センターに おける医療訴訟	62	東京地裁 平成 20 年 (ワ) 第 23919 号	処置の不実施に係る損害賠償請求
国立高度専門医療センターに おける医療訴訟	61	東京地裁 平成 16 年 (ワ) 第 8109 号 東京高裁 平成 19 年 (ネ) 第 3685 号 最高裁 平成 21 年 (受) 第 1716 号	手術後の死亡に係る損害賠償請求

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
国立高度専門医療センターにおける医療訴訟	61	東京地裁 平成 19 年(ワ) 第 26759 号	処置の不実施に係る損害賠償請求
H I V 訴訟	55	大阪地裁 平成 16 年(ワ) 第 7841 号 その他 2 件	血友病治療薬である血液凝固因子製剤の使用によりヒト免疫不全ウイルス (HIV) に感染したとして損害賠償を請求したもの。平成 8 年 3 月 29 日基本和解合意。
国立高度専門医療センターにおけるその他の訴訟	50	水戸高裁 平成 20 年(ワ) 第 134 号	契約解除に係る損害賠償請求
石綿国家賠償請求事件 (第六次)	38	大阪地裁 平成 20 年 (ワ) 第 6162 号	規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 (現在、係争中であり、今後の予定は未定)。
損害賠償請求控訴事件 (横浜たばこ訴訟)	36	横浜地裁 平成 17 年 (ワ) 第 141 号	たばこによる健康被害について、国及びたばこ販売社等が適切な処置を怠ったとして損害賠償を請求したもの。
石綿国家賠償請求事件 (第五次)	33	大阪地裁 平成 19 年 (ワ) 第 16301 号	規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 (現在、係争中であり、今後の予定は未定)。
石綿国家賠償請求事件 (第七次)	33	大阪地裁 平成 20 年 (ワ) 第 11001 号	規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 (現在、係争中であり、今後の予定は未定)。
国立高度専門医療センターにおけるその他の訴訟	11	東京地裁 平成 20 年(ワ) 第 19007 号	セクハラ行為に係る損害賠償請求
霊璽簿からの氏名抹消等請求控訴事件	9	大阪高裁 平成 21 年 (ホ) 第 792 号	靖国神社の合祀に対し、国は、積極的に個人情報を提供し続け、靖国神社による人格権侵害に加功したとして、また、政教分離の原則に反するとして、国家賠償法 1 条 1 項の違法である旨主張し、慰謝料を請求している。
国立高度専門医療センターにおけるその他の訴訟	7	大阪地裁 平成 21 年(行ウ) 第 8 号	公務災害に係る損害賠償請求
生活保護に係る損害賠償請求事件	4	平成 18 年 (ワ) 第 9070 号	平成 11 年 12 月から平成 12 年 2 月までの検査入院期間中における、他人介護料相当分減額に対する損害賠償を請求したもの。
輸入しょうがに係る損害賠償請求訴訟	4	平成 20 年 (ワ) 第 171 号	名古屋検疫所において誤って食品等輸入届出済証が交付された食品衛生法違反の輸入しょうがの購入に係る費用や、その回収に要した費用等について、輸入業者である原告が、被告である国に対して損害賠償金の支払を求めるもの。
合祀取消及び損害賠償請求事件	2	那覇地裁 平成 20 年 (ワ) 第 395 号	国が行った靖国神社への合祀事務の援助協力は、公権力の行使であり本件戦没者に関する氏名等の個人情報を国費を以て提供したことは、政教分離違反として国家賠償法 1 条 1 項の違法である旨主張し、慰謝料を請求している。
生活保護に係る損害賠償請求事件	2	平成 20 年 (ワ) 第 606 号	原告は自動車の保有を理由として保護を廃止された。その際の精神的苦痛について被告自治体に対して損害賠償を請求するとともに、保護費の 4 分の 3 は国庫であることを理由として、国に対しても損害賠償請求したもの。

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
障害者自立支援法違憲訴訟（さいたま訴訟）	2	さいたま地裁 平成 20 年（行） 第 35 号	現行制度において障害福祉サービスの利用にあたり利用者負担が生じることを憲法違反（障害福祉サービスは利用者負担なしで実施されるべし）とし、介護給付費支給決定処分の取消、損害賠償等を請求したもの。一審で争点整理の段階。
障害者自立支援法違憲訴訟（大阪訴訟）	1	大阪地裁 平成 20 年（行） 第 211, 217 ないし 220 号	現行制度において障害福祉サービスの利用にあたり利用者負担が生じることを憲法違反（障害福祉サービスは利用者負担なしで実施されるべし）とし、介護給付費支給決定処分の取消、損害賠償等を請求したもの。一審で争点整理の段階。
障害者自立支援法違憲訴訟（神戸訴訟）	1	神戸地裁 平成 20 年（行） 第 65 号	現行制度において障害福祉サービスの利用にあたり利用者負担が生じることを憲法違反（障害福祉サービスは利用者負担なしで実施されるべし）とし、介護給付費支給決定処分の取消、損害賠償等を請求したもの。一審で争点整理の段階。
損害賠償請求事件	1	高松地裁 平 21(ワ) 第 10 号	原告の請求に基づき監督署長が不支給処分とした事案であるが、本件調査に際して担当職員が虚偽の公文書を作成し原告の信用を失墜させ、また、原告の申告等に基づく事業場指導が行なわれなかったため、原告に不利益を与えたとして提訴に及んだもの。
その他 4 件	0		
損害賠償請求事件（奈良局葛城署）	—	奈良地裁 平成 20 年(ワ) 第 1031 号	知的障害者が多数雇用されていた事業場に対する監督権限の不適切な行使に係る損害賠償請求事件。
慰謝料等請求事件（香川局丸亀署）	—	高松地裁丸亀支部 平成 21 年(ワ) 第 10 号	申告した事案に対する監督権限の不適切な行使に対する慰謝料等請求事件。
損害賠償請求事件（東京局新宿署）	—	東京地裁 平成 20 年(ワ) 第 33284 号	監督権限の不適切な行使に対する損害賠償請求事件。

(注 1) 訴訟の見込、結果にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日現在の請求金額を記載している。

(注 2) 金額欄は、国が敗訴した場合に、国が支払う（見込み）額とし、金額が不明な場合は「—」を記載している。

4 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 98,864 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 276,709 百万円

5 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

- ・年金特別会計（基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、福祉年金勘定、健康勘定、児童手当勘定、業務勘定）
- ・労働保険特別会計（労災勘定、雇用勘定、徴収勘定）
- ・船員特別会計
- ・国立高度専門医療センター特別会計

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 責任準備金の計上方法

労働保険特別会計労災勘定では、翌年度以降の労災年金給付に必要と見込まれる額を下記の計算方法により算出した額を責任準備金に繰入。

$$\text{翌年度以降各年度の年金受給者} \times \text{労災年金単価} \times \text{スライド率} \times (1 / \text{現価率})$$

(4) 財政法第 44 条の資金

所属会計	資金名	根拠法令	内容
年金特別会計基礎年金勘定	積立金	「国民年金法等の一部を改正する法律」附則第 38 条	将来の基礎年金の給付に要する費用に充てるために設置している。
年金特別会計国民年金勘定	積立金	「特別会計に関する法律」第 115 条	国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために設置している。
年金特別会計厚生年金勘定	積立金	「特別会計に関する法律」第 116 条	厚生年金保険事業の保険給付及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために設置している。
年金特別会計健康勘定	事業運営安定資金	「特別会計に関する法律」第 117 条	政府管掌健康保険財政の収支の中期的均衡を確保しつつ、事業の運営の安定化を図るために設置している。
年金特別会計児童手当勘定	積立金	「特別会計に関する法律」第 118 条	児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために設置している。
年金特別会計業務勘定	特別保健福祉事業資金	「特別会計に関する法律」附則第 32 条	国民保健の向上及び老人福祉の増進を目的として国民の老後における健康の保持及び適切な医療の確保を図ることができるようにするため、年金特別会計の中に、一般会計からの繰入金を基にして基金を設け当該資金の運用による利益金を財源として特別保健福祉事業を行うために設置している。
船員保険特別会計	積立金	「特別会計に関する法律」附則第 197 条	船員保険事業の財源に充てるために設置している。
労働保険特別会計労災勘定	積立金	「特別会計に関する法律」第 103 条第 1 項	労災年金債務の履行に要する責任準備金の財源とするために設置している。
労働保険特別会計雇用勘定	積立金	「特別会計に関する法律」第 103 条第 3 項	失業等給付に要する財源とするために設置している。
労働保険特別会計雇用勘定	雇用安定資金	「特別会計に関する法律」第 104 条	雇用安定事業に要する財源を確保し、事業を効率的に実施するために設置している。
国立高度専門医療センター特別会計	積立金	「特別会計に関する法律」附則第 187 条	決算上の剰余金のうち、国立高度専門医療センターの経営費に充てるために必要な金額を積み立てるために設置している。

(注 1) 財政法第 44 条の資金とは、一会計年度内に消費し尽くすことを予定せず、一般の現金と区分して保有、運用され、主として歳計外で経理される金銭である。

(注 2) 根拠法令については、平成 21 年 3 月 31 日現在のものを記載している。

(5) 公的年金預り金の会計処理

① 負債計上の考え方

厚生年金及び国民年金は、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国（特別会計）に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付原価自体を負債として計上するという考え方がある。

しかしながら、社会保障制度としての厚生年金及び国民年金は、私的年金とは異なり、事前に積み立てるのではなく、一定の積立金を保有しつつも、賦課方式（その時々々の年金をその時々々の保険料で賄う方式）を基本とした制度となっていることや、財政検証における財政見直し上の積立金の額については、少なくとも 5 年に 1 回、実績を踏まえた見直しが行われること等を勘案し、将来の年金給付財源に充てるために保有しているものとして明確である資産から、未払金相当額を控除した金額を、「公的年金預り金」の科目で負債計上することとする。

② 公的年金預り金に対応する資産等の内訳

$$\text{公的年金預り金 (E)} = \text{積立金 (A)} + \text{未収金等 (B)} + \text{出資金の一部 (C)} - \text{未払金 (D)}$$

(単位：百万円)

	本年度末残高	考え方
A	現金・預金 6,701,923	積立金
	運用寄託金 124,983,924	
B	未収金 24,146	積立金と同様に、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産として計上
	未収収益 2,823	
	未収保険料 3,908,385	
	他会計繰入未収金 6,729,039	
	△貸倒引当金 △1,953,035	
C	出資金 2,932,388	出資金のうち、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産であることが法令上明確である部分を計上
D	(控除)	発生主義の考え方に基づき、積立金の一部を負債計上しているため、控除する
	未払金 4,094,847	
	他会計繰入未済金 2,969,656	
E	公的年金預り金 136,265,089	

(6) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、当年度末における支払元受高たる現金と決算剰余金と財政融資資金に預託した預託金との合計額を計上している。
- ・「たな卸資産」には、主に検定検査標準品、医薬品を計上している。
- ・「未収金」には、年金返納金等を計上している。
- ・「未収収益」には、預金利子等に係る当年度経過分の利子を計上している。
- ・「未収保険料」には、当年度末における当年度分及び過年度分の保険料の未収額を計上している。
- ・「前払金」には、業務取扱費の前払額を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠償保険料の次年度以降の期間に属する額を計上している。
- ・「運用寄託金」には、年金特別会計における年金積立金管理運用独立行政法人の寄託金額を計上している。
- ・「貸付金」には、母子寡婦福祉貸付金等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、特定国有財産整備特別会計に対する債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、非償却資産については国有財産台帳価格を基礎とした価格、償却資産については国有財産台帳価格から減価償却費相当額を控除した後の価格で計上している。
- ・「土地」には、合同庁舎等に係る敷地等、土地の国有財産台帳記載額を計上している。
- ・「立木竹」には、緑化施設や樹木等、立木竹の国有財産台帳記載額を計上している。
- ・「建物」には、合同庁舎等、建物の国有財産台帳記載額から、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「工作物」には、建物に対する構築物等、工作物の国有財産台帳記載額から、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「船舶」には、検疫所所有の船舶等、船舶の国有財産台帳記載額から、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、本会計年度末現在未完成の工事に係る工事代金支出額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額 50 万円以上（労働保険特別会計においては取得価額 5 万円以上）の機械器具等の重要物品について、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェア等に係る資産を計上している。

- ・「出資金」には、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構等に対する出資金を計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、年金給付の未払金等を計上している。
- ・「支払備金」には、当年度末における受給資格者に対して、支給することが見込まれる失業保険金の額等を計上している。
- ・「未経過保険料」には、労災保険料の未経過期間に相当する前受額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される期末手当、勤勉手当の支給見込額のうち、本会計年度に帰属する額を計上している。
- ・「責任準備金」には、翌年度以降の労災年金給付に必要と見込まれる額を計上している。
- ・「公的年金預り金」には、厚生年金及び国民年金に係る現金・預金及び運用寄託金（いわゆる積立金）並びにその他将来の年金給付財源に充てるために保有している資産の合計額から、未払金を控除した額を計上している。
- ・「借入金」には、年金特別会計における昭和48年度末歳入不足補填債務借入金、旧日雇健康勘定に係る歳入不足補てん債務借入金、及び国立高度専門医療センター特別会計における財政融資資金に対する借入金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当、国家公務員災害補償年金及び整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）に係る退職給付のうち、本会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「その他の債務等」には、特定国有財産整備特別会計に対する債務、及び健康保険に係る前納保険料等を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「労災保険給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「労災援護給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する特別支給金のため支出した額を計上している。
- ・「疾病保険給付費及保険者納付金」には、「船員保険法」の規定による疾病保険給付のため支出した額並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」、「国民健康保険法」及び「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）の規定による保険者納付金を計上している。
- ・「年金保険給付費」には、「船員保険法」の規定による年金保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「失業保険給付費」には、「船員保険法」の規定による失業保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「福祉事業給付金」には、「船員保険法」の規定による福祉事業のため支出した額を計上している。
- ・「介護納付金」には、「介護保険法」の規定による介護納付金を計上している。
- ・「基礎年金給付費」には、「国民年金法」の規定による基礎年金給付のため支出した額を計上している。

- ・「国民年金給付費」には、「国民年金法」の規定による国民年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「厚生年金給付費」には、「厚生年金保険法」の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「福祉年金給付費」には、「国民年金法」、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の規定による年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「保険給付費及保険者納付金」には、「健康保険法」に基づく被保険者・被保険者であった者等に対する保険給付のために支出した額並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」、「国民健康保険法」及び「健康保険法」に基づく保険者納付金を計上している。
- ・「保険料等交付金」には、「健康保険法」第155条の2の規定による保険料等の全国健康保険協会への交付金を計上している。
- ・「病床転換支援金」には、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく支援金及び事務費拠出金を計上している。
- ・「失業等給付費」には、「雇用保険法」の規定に基づき支給した基本手当、技能修得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上している。
- ・「雇用安定等給付費」には、「雇用保険法」の規定に基づき実施する雇用安定事業における雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金を計上している。
- ・「保険料返還金」には、過誤納付による事業主への保険料返還金支出を計上している。
- ・「石綿健康被害救済事業交付金」には、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき独立行政法人環境再生保全機構に交付した額等を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費等」には、分担金、委託費、交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く）、補給金及び拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人通則法第46条に基づき、独立行政法人に交付した運営費交付金を計上している。
- ・「他会計への繰入」には、国民生活金融公庫に対する出資のために財務省へ支出した額を計上している。
- ・「支払調整金繰入」には、年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。
- ・「責任準備金繰入額」には、労災保険における責任準備金の当年度末残高と前年度末残高との差額を計上している。
- ・「支払利息」には、借入金及び政府短期証券等の資金調達に関して発生した利息を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。
- ・「出資金評価損」には、出資金に係る資産売却による出資の減少を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、厚生労働省主管の財源となる診療収入等を計上している。
- ・「配賦財源」には、厚生労働省所管一般会計歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額の差額を計上している。
- ・「自己収入」には、特別会計における保険料収入額、返納金等収入額等を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づく一般拠出金の徴収に係る経費負担の目的のため、一般会計からの石綿健康被害拠出金徴収経費財源の受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、一般会計への土地、建物等の所管換等に伴う資産・負債差額の増減等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く）及び国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額等を計上している。
- ・「公的年金預り金の変動に伴う増減」には、公的年金預り金の本年度増減額を計上している。
- ・「その他資産・負債差額の増減」には、年金特別会計における年金保険事業資金の財政融資資金への預託に係る受取利息額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、厚生労働省主管一般会計の歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、厚生労働省所管一般会計歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額の差額を計上している。
- ・「自己収入」には、特別会計における保険料収入額、返納金等収入額等を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づく一般拠出金の徴収に係る経費負担の目的のため、一般会計からの石綿健康被害拠出金徴収経費財源の受入額を計上している。
- ・「年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金収入」には、年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金を計上している。
- ・「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入」には、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金を計上している。
- ・「独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入」には、独立行政法人福祉医療機構からの納付金を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、特別会計における前年度決算の剰余金額を計上している。
- ・「資金からの受入（予算上措置されたもの）」には、予算上措置された資金からの受入額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び退職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「労災保険給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「労災援護給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する特別支給金のため支出した額を計上している。
- ・「疾病保険給付費及保険者納付金」には、「船員保険法」の規定による疾病保険給付のため支出した額並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」、「国民健康保険法」及び「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 83 号）の規定による保険者納付金を計上している。

- ・「年金保険給付費」には、「船員保険法」の規定による年金保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「失業保険給付費」には、「船員保険法」の規定による失業保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「福祉事業給付金」には、「船員保険法」の規定による福祉事業のため支出した額を計上している。
- ・「介護納付金」には、「介護保険法」の規定による介護納付金の支出額を計上している。
- ・「基礎年金給付費」には、「国民年金法」の規定による基礎年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「国民年金給付費」には、「国民年金法」の規定による国民年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「厚生年金給付費」には、「厚生年金保険法」の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「福祉年金給付費」には、「国民年金法」、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の規定による年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「保険給付費及保険者納付金」には、「健康保険法」に基づく被保険者・被保険者であった者等に対する保険給付のために支出した額及び、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「国民健康保険法」及び「健康保険法」に基づく保険者納付金を計上している。
- ・「保険料等交付金」には、「健康保険法」第155条の2の規定による保険料等の全国健康保険協会への交付金を計上している。
- ・「病床転換支援金」には、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく支援金及び事務費拠出金を計上している。
- ・「失業等給付費」には、「雇用保険法」の規定に基づき支給した基本手当、技能修得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上している。
- ・「雇用安定等給付費」には、「雇用保険法」の規定に基づき実施する雇用安定事業において事業主に支給する雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金額を計上している。
- ・「保険料返還金」には、過誤納付による事業主への保険料返還金支出を計上している。
- ・「石綿健康被害救済事業交付金」には、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき独立行政法人環境再生保全機構に交付した額等を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費等」には、分担金、委託費、交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く）、補給金及び拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人通則法第46条で規定する交付金として、独立行政法人に対する運営費交付金の支出額を計上している。
- ・「他会計への繰入」には、国民生活金融公庫に対する出資のために財務省へ支出した額を計上している。
- ・「支払調整金への繰入」には、年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、母子寡婦福祉貸付等の貸付に係る支出額を計上している。
- ・「出資による支出」には、株式会社日本政策金融公庫に対する出資のために財務省へ支出した額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、庁費及び電子計算機等借料等の物件費等の支出額を計上している。
- ・「その他の業務支出」には、旅費等の支出額を計上している。
- ・「資金への繰入（予算上措置されたもの）」には、「財政法」第44条資金への繰入額で予算措置さ

れたものを計上している。

- ・「土地に係る支出」には、土地取得に要した支出額を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、立木竹取得に要した支出額を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、建物取得に要した支出額を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物取得に要した支出額を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、複数の会計年度に係る工事に要した支出額を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「借入による収入」には、当年度の借入金による収入額を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、当年度の借入金の返済額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、借入金に係る利息の支払額を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「資金からの受入（決算処理によるもの）」には、決算整理による財政法第 44 条の資金からの受入を計上している。
- ・「資金への繰入（決算処理によるもの）」には、決算整理による財政法第 44 条の資金への繰入を計上している。
- ・「全国健康保険協会への承継による支出」には、歳入歳出外にて全国健康保険協会へ承継した金額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」に「資金からの受入（決算整理によるもの）」、「資金への繰入（決算整理によるもの）」及び「全国健康保険協会への承継による支出」を加減したものを計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、財政法第 44 条の資金の本年度末残高を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、財政法第 44 条の資金以外の歳計外現金・預金の残高を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」に「資金本年度末残高」及び「その他歳計外現金・預金本年度末残高」加減した金額を計上している。

(7) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

ア 介護給付費・訓練等給付費、児童保護措置費負担金等については未払金を計上する必要がないところ、未払金が計上されていたため、本会計年度において修正を行った。この修正により本年度の貸借対照表において未払金が 11,860 百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。また、資産・負債差額増減計算書において、無償所管換等が 11,860 百万円増加している。

イ 有形固定資産及び無形固定資産の計上額に誤謬があったため修正を行った。この修正により貸借対照表において有形固定資産が 8,618 百万円増加し、無形固定資産が 5 百万円増加している。また、資産・負債差額増減計算書において「無償所管換等」が 8,623 百万円増加している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 会計別の資産及び負債の明細

	一般会計	年金特別会計	労働保険特別会計	船員保険特別会計	国立高度専門医療センター特別会計	相殺消去
<資産の部>						
現金・預金	-	10,769,744	15,073,733	133,317	18,092	-
たな卸資産	1,548	-	-	-	248	-
未収金	5,480	462,251	104,057	2,776	13,291	-
未収収益	-	7,658	51,320	230	0	-
未収保険料	-	4,581,420	-	8,908	-	-
前払金	126,094	-	1	-	-	△ 126,094
前払費用	11	18	21	0	0	-
運用寄託金	-	124,983,924	-	-	-	-
貸付金	158,391	-	-	-	-	-
他会計繰入未収金	157,026	5,060,469	-	1	-	△ 5,217,497
その他の債権等	370	-	-	-	-	-
貸倒引当金	△ 313	△ 2,145,146	△ 51,602	△ 4,815	△ 7	-
有形固定資産	425,636	174,987	208,594	23,747	318,773	-
国有財産（公共用財産を除く）	409,851	172,992	195,619	23,597	292,365	-
土地	246,720	102,563	75,661	11,617	141,968	-
立木竹	443	145	627	28	374	-
建物	98,383	52,488	87,667	6,732	79,616	-
工作物	57,680	17,794	30,978	5,218	49,714	-
船舶	213	-	-	-	-	-
建設仮勘定	6,409	-	683	-	20,691	-
物品	15,784	1,994	12,974	150	26,408	-
無形固定資産	2,922	26,331	28,887	20	107	-
出資金	643,762	3,239,497	882,939	3,315	-	-
資産合計	1,520,933	147,161,158	16,297,952	167,502	350,506	△ 5,343,592
<負債の部>						
未払金	311,117	6,825,537	2,184	956	88	-
支払備金	-	-	378,920	-	-	-
未経過保険料	-	-	20,361	-	-	-
賞与引当金	11,356	6,051	4,634	62	2,671	-
責任準備金	-	-	7,977,520	-	-	-
公的年金預り金	-	136,265,089	-	-	-	-
借入金	-	1,479,228	-	-	176,540	-
退職給付引当金	314,657	143,796	118,084	1,541	40,991	-
他会計繰入未済金	5,058,457	157,026	-	2,013	-	△ 5,217,497
その他の債務等	90	-	126,101	41	473	△ 126,094
負債合計	5,695,679	144,876,730	8,627,807	4,615	220,765	△ 5,343,592
<資産・負債差額の部>						
資産・負債差額	△ 4,174,745	2,284,427	7,670,144	162,887	129,740	-

(単位：百万円)

	合算合計
<資産の部>	
現金・預金	25,994,888
たな卸資産	1,797
未収金	587,857
未収収益	59,208
未収保険料	4,590,329
前払金	1
前払費用	52
運用寄託金	124,983,924
貸付金	158,391
他会計繰入未収金	-
その他の債権等	370
貸倒引当金	△ 2,201,885
有形固定資産	1,151,739
国有財産（公共用財産を除く）	1,094,426
土地	578,532
立木竹	1,620
建物	324,888
工作物	161,386
船舶	213
建設仮勘定	27,784
物品	57,313
無形固定資産	58,270
出資金	4,769,514
資産合計	160,154,460
<負債の部>	
未払金	7,139,885
支払備金	378,920
未経過保険料	20,361
賞与引当金	24,776
責任準備金	7,977,520
公的年金預り金	136,265,089
借入金	1,655,768
退職給付引当金	619,071
他会計繰入未済金	-
その他の債務等	611
負債合計	154,082,005
<資産・負債差額の部>	
資産・負債差額	6,072,454

勘定別の資産及び負債の明細

① 年金特別会計

(単位：百万円)

	基礎年金勘定	国民年金勘定	厚生年金勘定	福祉年金勘定	健康勘定	児童手当勘定
<資産の部>						
現金・預金	2,316,828	350,073	6,351,849	72	42,058	125,715
未収金	298,702	1,048	23,098	239	-	17,712
未収収益	4,186	20	2,802	-	-	60
未収保険料	-	1,915,783	1,992,601	-	673,035	-
前払費用	-	-	-	-	-	-
運用寄託金	-	7,325,477	117,658,447	-	-	-
他会計繰入未収金	2,969,656	1,005,331	5,723,707	2,488	-	40,731
貸倒引当金	△ 1,446	△ 1,692,112	△ 260,922	△ 119	△ 129,604	△ 214
有形固定資産	-	17,137	52,359	-	17,638	35,818
国有財産(公共用財産を除く)	-	16,829	52,047	-	17,447	35,767
土地	-	8,215	23,961	-	8,588	28,646
立木竹	-	7	69	-	5	8
建物	-	6,653	21,135	-	6,311	5,047
工作物	-	1,953	6,881	-	2,541	2,065
物品	-	307	312	-	191	50
無形固定資産	-	-	-	-	-	62
出資金	-	164,175	2,768,312	-	307,009	-
資産合計	5,587,927	9,086,935	134,312,256	2,680	910,138	219,886
<負債の部>						
未払金	2,658,096	255,620	3,839,227	2,045	-	70,465
賞与引当金	-	-	-	-	-	10
公的年金預り金	-	8,130,658	128,134,431	-	-	-
借入金	-	-	-	-	1,479,228	-
特別保健福祉事業預り金	-	-	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-	197
他会計繰入未済金	363,778	683,517	2,286,139	-	-	-
負債合計	3,021,875	9,069,796	134,259,797	2,045	1,479,228	70,673
<資産・負債差額の部>						
資産・負債差額	2,566,052	17,138	52,458	635	△ 569,090	149,213

(単位：百万円)

	業務勘定	相殺消去	合算合計
<資産の部>			
現金・預金	1,583,146	-	10,769,744
未収金	121,450	-	462,251
未収収益	587	-	7,658
未収保険料	-	-	4,581,420
前払費用	18	-	18
運用寄託金	-	-	124,983,924
他会計繰入未収金	-	△ 4,681,447	5,060,469
貸倒引当金	△ 60,725	-	△ 2,145,146
有形固定資産	52,032	-	174,987
国有財産(公共用財産を除く)	50,900	-	172,992
土地	33,152	-	102,563
立木竹	54	-	145
建物	13,341	-	52,488
工作物	4,352	-	17,794
物品	1,131	-	1,994
無形固定資産	26,268	-	26,331
出資金	-	-	3,239,497
資産合計	1,722,779	△ 4,681,447	147,161,158
<負債の部>			
未払金	82	-	6,825,537
賞与引当金	6,040	-	6,051
公的年金預り金	-	-	136,265,089
借入金	-	-	1,479,228
特別保健福祉事業預り金	1,500,000	△ 1,500,000	-
退職給付引当金	143,598	-	143,796
他会計繰入未済金	5,038	△ 3,181,447	157,026
負債合計	1,654,760	△ 4,681,447	144,876,730
<資産・負債差額の部>			
資産・負債差額	68,019	-	2,284,427

② 労働保険特別会計

(単位：百万円)

	労災勘定	雇用勘定	徴収勘定	相殺消去	合算合計
<資産の部>					
現金・預金	8,305,321	6,734,877	33,533	-	15,073,733
未収金	49,148	57,566	90	△ 2,748	104,057
未収収益	33,408	17,908	3	-	51,320
前払金	17,553	11,154	-	△ 28,706	1
前払費用	10	9	1	-	21
貸倒引当金	△ 24,501	△ 27,059	△ 41	-	△ 51,602
有形固定資産	89,916	117,759	917	-	208,594
国有財産（公共用財産を除く）	86,213	109,405	-	-	195,619
土地	28,967	46,694	-	-	75,661
立木竹	317	310	-	-	627
建物	41,608	46,058	-	-	87,667
工作物	15,116	15,862	-	-	30,978
建設仮勘定	203	480	-	-	683
物品	3,703	8,353	917	-	12,974
無形固定資産	6,084	19,249	3,553	-	28,887
出資金	169,447	713,491	-	-	882,939
資産合計	8,646,389	7,644,957	38,059	△ 31,454	16,297,952
<負債の部>					
未払金	29	28	4,875	△ 2,748	2,184
支払備金	184,822	194,097	-	-	378,920
未経過保険料	20,361	-	-	-	20,361
賞与引当金	1,612	2,545	475	-	4,634
責任準備金	7,977,520	-	-	-	7,977,520
退職給付引当金	41,374	62,978	13,731	-	118,084
その他の債務等	-	126,053	28,754	△ 28,706	126,101
負債合計	8,225,721	385,704	47,836	△ 31,454	8,627,807
<資産・負債差額の部>					
資産・負債差額	420,668	7,259,253	△ 9,777	-	7,670,144

(2) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
政府預金（日本銀行預金）	9,590,933
財政融資資金預託金	16,403,954
合計	25,994,888

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	評価差額	強制評価減	本年度末残高
医薬品	577	15,468	15,494	-	-	552
製品	1,170	80	81	-	-	1,169
食糧品	67	1,407	1,413	-	-	62
その他	14	96	97	-	-	13
合計	1,830	17,054	17,086	-	-	1,797

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
3 共済未収金	NTT, JR, JT共済	295,808
児童手当拠出金	国、事業主	17,712
年金返済金	受給者等	16,750
診療収入	個人	13,276
不正受給等による返納金	不正受給者等	5,226
補助金等返納金債権	市町村	5,349
その他	個人等	233,733
合計		587,857

④ 未収保険料の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
健康保険料	事業主等	673,035
厚生年金保険料	被保険者	1,992,601
国民年金保険料	被保険者	1,915,783
船員保険料	被保険者	8,908
合計		4,590,329

⑤ 貸付金の明細

(単位：百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
母子寡婦福祉貸付金 (地方公共団体)	136,303	3,649	524	139,428	「母子及び寡婦福祉法」に基づく貸付金
災害援護資金貸付金 (地方公共団体)	20,638	18	1,710	18,946	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく貸付金
消費生活協同組合貸付金 (地方公共団体)	30	-	14	16	「消費者生活協同組合資金の貸付に関する法律」に基づく貸付金
公衆衛生修学資金貸付金	0	1	1	0	「公衆衛生修学資金貸与法」に基づく貸付金
合計	156,973	3,668	2,250	158,391	

⑥ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
特別会計への前渡不動産	特定国有財産整備特別会計	358	注1
臨時軍事費特別会計整理収入関係	在外会社・閉鎖機関等	12	注2
合計		370	

注1 新施設の引渡しを受けていないが、旧施設を相手先に引継いだもの

注2 臨時軍事費特別会計関係

⑦ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	299,673	△ 4,876	294,797	120,713	△ 220	120,492	未収金、貸付金等のうち一般債権については、過去3年ないし5年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額を計上している。履行期限到来済債権等の特定の債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
徴収停止債権	281	△ 13	268	281	△ 13	268	
履行期限到来等債権	243,677	777	244,455	120,431	△ 206	120,224	
上記以外の債権	55,713	△ 5,639	50,073	-	-	-	
未収保険料	4,432,221	158,107	4,590,329	1,974,734	106,651	2,081,386	
徴収停止債権	-	-	-	-	-	-	
履行期限到来等債権	2,303,367	152,175	2,455,542	1,974,734	106,651	2,081,386	
上記以外の債権	2,128,854	5,932	2,134,786	-	-	-	
貸付金	156,973	1,418	158,391	-	-	-	
徴収停止債権	-	-	-	-	-	-	
履行期限到来等債権	-	-	-	-	-	-	
上記以外の債権	156,973	1,418	158,391	-	-	-	
その他の債権等	12	-	12	6	-	6	
徴収停止債権	-	-	-	-	-	-	
履行期限到来等債権	12	-	12	6	-	6	
上記以外の債権	-	-	-	-	-	-	
合計	4,888,880	154,650	5,043,531	2,095,453	106,431	2,201,885	